慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独逸を中心とせる為替清算協定
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.4 (1938. 4) ,p.455(39)- 481(65)
JaLC DOI	10.14991/001.19380401-0039
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380401-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

獨逸を中心とせる爲替清算協定

金原賢之助

一　爲替清算協定の醸成要因

一

爲替清算協定（clearing agreement; Clearingsabkommen; accords de clearing）と求償貿易（compensation in trade）（註一）とは、世界的經濟不況以來貿易政策上に現はれた新たな二大根幹であつて、それ等は、舊來の自由主義的理想たる自由國際交易に對し、全く對蹠的地位に立つものである。

（註一）compensation といふ語は、或は國家的協定によらぬ私的爲替清算協定の意味に解され、或は國際間に於ける物々交換の意味に用ひられてゐる。又ラテン系諸語に於ては、compensation は clearing と同義語であるために、佛蘭西その他のラテン系文献では兩者が同一のものとして多く取扱はれてゐる。併し茲では、全く我が國語の字義通りに用ひておく。

而して國際支拂交通上に於ける清算制度は、その本來の意味に於いては、爲替を以てするトランスファー（外貨

拂）を排除せんとする仕組であつて、それは後述の如くに、關係諸國に起つた緊急事態に應ずるために採られた應急手段であつた。從つて爲替清算協定は、その本來の型式のまゝでは、世界の貿易及び支拂交通上に於けるより高度の發展的段階を示すものとは言へないのである。又それ故に、既往の國際自由貿易及び支拂交通を謳歌する者からは邪道として排擊せられ、又對外經濟交通の全般的統制を主張する者からは中途半端として難詰されてゐる。併しながら、關係諸國が世界的經濟不況期に陷つた狀態に於いては、國際經濟關係のより以上の惡化を回避せんとすれば、當然進むべき途であつたと言はねばならぬであらう。

一體、爲替清算制度は如何なる事態の下に招來されるに至つたか、又招來されざるを得なかつたか？從來ヨーロッパ大陸諸國は世界市場に對する供給者の地位に立つてゐたのであるが、一方に於いては、その地位が既に二十年以來益々後退を示して居りながら、他方に於いては、海外生產物の購入を差控ふべき手段を缺いて來たのである。大戰後姑らくの間は、アメリカ及び英吉利が大陸諸國に對し、その必要な爲替資金を貸與したので、絕えず其爲替不足を補充することが出來た。然るに斯る資金の流入が熄み、却つて借入資金の返還が請求されるに及び、先づ第一に東部ヨーロッパ諸國、續いてより重要な經濟領域たる中部ヨーロッパ諸國の本位準備は涸渴に瀕した。たゞ金ブロック諸國のみが、金の喪失さへ厭はなければ猶ほ維持し得たに過ぎぬ。そこで本位の危機に臨んだ諸國は、爲替の統制を採用し、之を强化して國家に依る全面的の爲替管理を實施し、あらゆる在外資金を動員し、而してトランスファー・モラトリアムを施行した。これによつて、第一には　爲替相場の無統制の低落を阻止し、第二には、國家政策上缺く可らざる爲替の需要を充足しようとしたのである。而して多くの場合、國民經濟の活動促進のために必要な「外國品」（殊に原料品及び食料品）の最低限度の買入を確保しようとする點が、全く重要な目的となつてゐたのである。斯樣に、一方では對外交通の金融部面は益々國家の統制に陷るに至つたが、他方では外國品賣買の自由は――これまだ漸次制限されては來たが――猶ほ姑らく殘存してゐた。所が、斯樣に貨幣的危局に立つた諸國と取引する外國の貿易業者や金融業者は、引續き商品買入や代金支拂やを繼續して行ひ、而もこの場合輸出よりも多額の輸入をなして、結局貨幣危機國に對する對外受拂は支拂超過を示して居るにも拘らず、その商品供給より生じた債權も、又既往の貸付金も、十分に回收することは出來なかつたのである。一方本位危機國に於いても、對外債務者は私經濟的には全く支拂意見も能力も有して居り、中央銀行に對し爲替の拂下を申告し、それに對し國內通貨を以て拂込を完了することが出來た。所が中央機關は、右の如く拂込まれた金額をば自由に外國にトランスファーすることは、國民經濟の窮迫狀態に照合して不可能であると認めた。

斯る事態が或る期間存續するならば、本位危機國と、その國に對し輸出よりも多額の輸入を行ふ相手國（債權國）との間の交易は、必然停止されざるを得ない。本位危機國からみれば、其顧客を喪失することゝなり、却つて必要なる爲替獲得の機會を失ふ。之を相手國たる債權國側から言へば、その若干の輸出の喪失と云ふことの外に、既に凍結してゐる債權と、長期投資から將來生ずべき要求權とを放棄することゝなる。斯うした國民經濟的並に私經濟的事態は必然協調を必要ならしめ、茲に爲替清算制度の成立を觀るに至つたのである。

要するに、爲替清算制度を招來するに至つた原因は、國際聯盟の調査の示してゐるやうに、第一には、外國爲替取引の統制に對する對抗手段の必要と云ふことであり、第二には、爲替統制から必然生ずる輸入の統制と云ふことである。而して斯る事態は、爲替管理國と爲替自由國との間のみならず、爲替管理國相互間に於いても又、その惹起を觀るに至つた所である。

二

前述の如くに、爲替清算協定を締結せしめるに至つたものは、結局主として國際的支拂の停滯といふことであつた。一方に於いて、債權國たる舊來の商品債權及び金融債權の保有國は、斯る清算制度によつて、その凍結せる債權をば最も確實且つ迅速に回收することが出來ると信ずると同時に、他方に於いて、債務國は、借入外資若しくはその他の巨額の金融的負擔（戰債等）返濟の濟告を受けても、その債務を決濟するに足る爲替を調達することが出來なかつたのである。

ところで、清算協定が漸次增大して來ると、關係各國が自由に處分し得る自由爲替は益々少額となつた。その結果、必然的に清算制度をば益々適用しなければならなくなつたのである。故に斯る清算制度の目的は、單に既存の商品債權及び金融債權をば、新規の商品買入によつて部分的に回收するといふ點に存したのみでなく、又相繼續する商品取引に於ける支拂をも相殺するといふ任務が與へられたのである。

斯くの如き金融政策的目的の他に、猶ほ清算協定はもう一つの貿易政策的目的をも有し得るのである。即ち斯る協定乃至爲替管理を施行せる國からの輸入業者達は、彼等が自由に處分し得る輸入爲替を節約しようとする場合、或は當局者が彼等に必要な爲替額を供給しない場合には、清算協定國に於いて買入を行ふであらう。その結果、非協定國からの輸入の減少が起り得るであらう。そこで此等の非協定國は、自國の生產及び取引維持のために、清算協定の締結によつて市場の回復を試みるであらう。

かくして世界の總貿易額は、一九三六年には一千五十億マルクに上ぼつたが、その中約百十億マルクが清算取引を以て決濟されたものと推算されてゐる。即ち今日世界貿易の一〇パーセント以上が清算協定に基いて支拂はれてゐると言つてよいのである。（註二）

（註二）Kurt Schneider, Der Welthandel im Clearingverkehr, S. 5.

三

今日清算協定を最も多く利用せる國は獨逸であるが、併しこの制度を最初に採用し、而して國際貿易をば求償取引の埒内に統制するに至つたのは、決して獨逸ではなかつた。

この制度が初めて議題に上ぼつたのは、一九三一年十一月三日から六日に亘り、國際決濟銀行の招集の下にプラーグに開催された、中部ヨーロッパ六ケ國中央銀行及び國際決濟銀行代表者による外國爲替管理に關する會議に於いてであつた。（註三）而してこれが初めて二國間の協定として實行に移されたのは、右會議と同じ一九三一年十一月に瑞西と匈牙利との間に締結されたものであつた。この清算協定は、商品取引から生ずる支拂のみを包括し、

且つ協定締結當時存在した凍結商品債權の調整を行はうとしたものである。兩國の中央銀行に特別勘定が設けられ、輸入業者はその支拂をばこの勘定に對して行ふ責務を盡したのである。

（註三）この會議に參加したのは、オーストリア、ブルガリア、チェッコスロヴァキア、獨逸、ギリシャ、匈牙利、ポーランド、ルーマニアの六ケ國中央銀行代表者と國際決濟銀行代表者であつた。而して外國爲替管理を調整する爲に、二國間又は多數國間に或る種の清算制度を設くる必要があるとの結論に到達した。國際資料、第二卷、第一號、五二―三頁。

この最初の協定は、その後の清算制度の模型となつたものである。匈牙利の貿易は、瑞西に對して著しい出超であつた。その結果、瑞西輸入業者の支拂分の三分ノ一乃至四分ノ一丈をば、瑞西の匈牙利への輸出代金の決濟に充當する。その殘りは匈牙利國立銀行の自由處分に要する。といふことに兩國政府の意見が一致したのである。併し早くも一九三二年六月に改訂されて、匈牙利國立銀行の自由處分に入るものは僅かに輸出額の三分ノ一となり、三分ノ二の殘餘は瑞西輸出の代金決濟に充當されなければならなかつたのである。即ち匈牙利の對瑞西輸出は、一九三二年一月―七月には二千三百七十萬瑞西フランであつたのに、一九三二年の同期間に於いては八百八十萬瑞西フランに激減して了つたからである。一九三二年十二月に、ブルガリア國立銀行とオーストリア國立銀行との間に協約が成立した。この協約に於いては、オーストリアの輸出に對してブルガリアの煙草を清算することが規定された。この協約は、一九三二年七月には強制清算協定に發展した。

右と同じく一九三二年十二月に、オーストリアとポーランドとの中央銀行間に、オーストリアの商品輸出とポーランドの債權とを清算する協約が成立したが、この債權の中には資本取引に基く分も包含された。又同年同月に、匈牙利とポーランドの商品取引に關する私的清算協定が締結されたが、詳細は之を知ることが出來なかつた。更に時期を同じくして、オーストリアと匈牙利との間にも國家的清算協定が締結された。これは經常商品取引の外に、既存商品債權を包含するものであつた。

かくして、一九三二年の初め頃には、多數の清算協定が結ばれるに至つたが、之に參加した主な國は、農業生産を基調とするか、若しくはオーストリアの如くに對外債務のために獨立性を喪つた所のヨーロッパ諸國だつたのである。（註四）

（註四）Werner A. Fischr, Devisenclearing, S. 18-19.

二　爲替清算協定の類型

一

一體爲替清算協定とは如何なる內容を有するものであるかといふに、その根本的觀念は、輸出と輸入とを常に連繫せしめんとするに在る。勿論この場合の輸出入は、單に商品取引のみには限られないのである。併しながら、一九三五年の初めには約百五十、一九三七年の初めには約百七十の協定が運用されてゐたのであるから、その內容は頗る複雜性を示して居り、單一に之を示すことは出來ないのである。又それは事態の進展に伴つて變化を加ふるに至つて居るので、清算協定の範圍も明確に決定することは困難なるを免れないのである。

先づ清算協定をば協定當事者からみると、國家的清算協定(staatliches Clearing)と私的清算協定(privates Clearing)とがある。前者は勿論國家が協定を締結する場合であるが、併し常に政府が當事者となるものとは決つてゐない。中央銀行間に協定の行はれることもあるが、この場合中央銀行は獨立して協定を締結するのではなく、政府の指導の下に立つのであるから、これまた國家的協定たるには變りないのである。

後者即ち私的清算協定は、輸出業者及び輸入業者が相互に直接協定をなす場合であるが、この場合は所謂商品清算(Warenclearing)即ちバーターに終ることが多いし、又さうでないとしても强行的性質をもたぬものであるから、爲替清算協定からは除外するを至當とする。

併しながら私的清算協定は、所謂爲替清算協定を最も單純化した形式とも言へるのであるから、概略ながら一應之に觸れておかう。即ち、私的清算協定は、二國の貿易業者が相互に商品の交換を約する場合に行はれるのであるが、求償取引のために適當な輸出業者と輸入業者とを結合するといふことは屢々困難である。蓋し輸出及び輸入の業務が單一の貿易業者の手に於いて集中取扱はれなければならぬからである。斯る困難にも拘らず、多數の私的清算取引が成立するに至つて居るのみならず、求償取引を媒介し、關係兩國に於ける適當の貿易業者を糾合するのを任務とする仲介機關すらも設けられてゐるのである。又多角的な求償取引も亦知られてゐるのであつて、例へば佛蘭西製品がコスタリカへ輸出される、コスタリカからはそれと交換に國產品が瑞典に輸出される、更に瑞典からその生產物が獨逸へ輸出される、といふことも行はれたのである。尤も斯る取引が一貿易業者の手で行はれるといふことは、資本力や取引關係から言つて寧ろ例外の場合と言つてよいのである。

以上の如き私的清算取引の若干進んだ形式は、民間會社が外國政府又は政府機關との間に、右と同樣の取引協約を取り結ぶ場合である。この種の清算の一例を擧げると、獨逸のレームツマ(Reemtsma)會社が、土耳古、ブルガリア及びギリシャと數年前に實行したことがある。即ちレームツマが右三國の政府若しくは中央銀行と協定を締結し、此等の三國から煙草を買入れ、それに對して獨逸の商品輸出或は獨逸の此等諸國への既存債權を以て清算したのである。同樣の協約がブレーメンの貿易業者と埃及政府との間に成立したこともある。この場合には埃及政府は獨逸窒素シンケジートから五百萬マルクスの石灰加里を買入れ、それに對して、ブレーメン貿易業者が埃及棉を買付けるといふのであつた。

協定當事者の一方が民間企業であつても、持續的に爲替の清算が行はれるならば、之をも爲替清算協定と稱して差支ないと思はれるが、併し以上の如き場合は結局商品清算と觀られるであらう。

二

爲替清算協定の最も嚴格な形式は、勿論國家的清算協定である。獨逸の爲替管理法に於いては、「清算協定(Verrechnungsabkommen)とは、外國の政府、中央銀行若しくは外國に於いて公式に認められたる清算機關との間に締結せられ、且つ支拂交通をば全部若しくは一部清算原則に基きて調整することを約する協定なり」と定義してゐる。商品取引から生ずる支拂であつて、清算に移し得るものは、すべて清算の義務を負つてゐる。のみならず商品取引

以外に、資本取引、外國旅行者、商品取引の附帶費用等に伴ふ支拂も亦、屢々清算に加へられる。

私的求償取引と嚴格な清算協定との中間に位する形式として、支拂協定(Zahlungsabkommen)なるものがある。而も獨逸に於いては、支拂協定に舊形式と新形式との二つの種類がある。

舊形式の支拂協定は、爲替割當が無くなつて了つた後に於いても、猶ほ引續き輸入をなし、從つて同時に輸出をなし得る仕組のものであつた。

新形式の支拂協定は、中央銀行乃至清算機關に特定の清算勘定を置くといふことをしない。協約國との間に、專ら輸出及び輸入の割合を確定するのである。例へば獨逸がA國と支拂協定を締結したとすると、獨逸はA國への輸出によつて得た輸出爲替をば、協定に從つて全部か又は一部分だけ、相手國からの商品輸入若しくは該國への債務支拂に利用せねばならぬ義務を負ふのである。もう少し具體的に言ふと、獨逸が協定國Aに對して、本年一月に一億マルクの輸出をなして爲替を取得したとすると、爲替管理部は輸入管理部に對して、三月にはA國からの輸入に一億マルクを使用し得る旨を通告する。それに從つて輸入管理部は個々の輸入業者に之を割當て、彼等に爲替を以てする支拂を許可する爲替證明書を與へるのである。

清算協定と支拂協定とは、爲替市場に對する關係に於いては全く相違してゐる。後に述べるやうに、清算協定に於いては輸出及び輸入の代金が、それぞれの國に於いて當該國の貨幣を以て、特定の清算機關から受取られ、又はそれに對して支拂はれる。だから爲替による國際的トランスファーは行はれないわけで、從つて外國爲替市場は全く排除される。ところが支拂協定に於いては、輸出爲替は特定爲替管理機關に引渡され、又輸入爲替は割當交付されても、個々の貿易業者間に於いては爲替による支拂が行はれるのであつて、爲替市場は必ずしも排除されないのである。

更に獨逸に於いては、爲替管理の採用後、私的求償取引の特殊の諸形式を發達せしめるに至つてゐる。就中指摘さるべきものは、アスキ制(ASKI; das Ausländer-Sonderkonto für Inlandszahlung 國內支拂の爲の外國人特別勘定)である。アスキは、獨逸へ商品を供給する外國殊に原料供給國の貿易業者の爲に、爲替管理部の許可を得て、爲替銀行に設定される特別勘定であつて、獨逸の輸入業者は輸入代金をばこの勘定に拂込むのである。外國輸出商は、この勘定を以て、獨逸政府の許可する商品を獨逸で買付け、その代金に充當することが出來るのであるが、單純なバーター制の場合の如くに、豫め一定せる商品を買付けなければならぬといふのではなく、その希望する獨逸商品の購入に利用し得るといふ便宜が與へられてゐる。

ところが、このアスキ制は、清算協定にとつて重要性を有してゐるのである。といふ譯は、對中南米貿易に於いては或る場合には、この特別勘定が個々の貿易業者の爲に設定されるのみならず、一銀行の爲にも設定されたのである。而して、個々の貿易業者がアスキを有し、この勘定を以て商品を購入せんとする場合には、自己の爲にする義務を負ふてゐたのであるが、銀行アスキの場合にはかゝる强制が存しなかつたのである。故にアスキ所有の銀行は、自らは商品を購入しないで、その勘定に於ける所有債權をば他の輸入業者に賣却したのである。かくして、銀

行アスキ制は清算協定と殆んど同様の作用を發揮するのである。

三

以上清算取引の種々の形式を擧げたが、勿論爲替清算協定の中心形式は、清算協定と支拂協定である。此等の協定に關しては、次の如き分類も亦行はれてゐる。（註一）

（一）純粹清算協定(clearing-agreements; reine Verrechnungsabkommen; acords de clearing purs)

關係締約國が、その全商品取引の調整に就いて協約を結び、輸入業者はその代金をば自國通貨を以て支拂ひ、輸出業者も同業に自國通貨を以て代金を受領する場合である。即ち爲替トランスファーが全然排除される。

（二）純粹支拂協定(payments-agreements; reine Zahlungsabkommen; acords de paients purs)

この協定は、爲替管理國たるA國と爲替自由國たるB國との間に締結されるが、その際A國は、B國への商品輸出から取得する輸出爲替をば――協定に從つて一定額に達するまで――B國からの輸入代金支拂のために輸入業者に割當て、そのトランスファーを許可するといふ義務を負つてゐる。更にA國は、B國に對する輸出商品の代金として自國にトランスファーされた爲替總額の中一定割合だけをば、B國に對する既存債務の分割支拂に充當する義務を負つてゐる。但しその既存債務は、商取引に因るものたると、金融取引に基くものたるとを問はないのである。

（三）清算支拂協定(clearing and payments-agreements; Verrechungs-und Zahlungsabkommen; accords de clearing et de paiements)

一方が非爲替管理國の場合に締結されるものであつて、その國の輸入業者の拂込んだ金額の中一定割合だけが、相手國中央銀行の自由處分に委され、それを以て協定以前から存在した舊債務の支拂その他に充當される場合である。

（註一）Centre Internationale d'Informations Économiques, Accords de compensation, Paris 1936.

三　爲替清算協定の下に於ける商品移動

次に、爲替清算協定の下に於ける商品の移動過程について、若干の技術的考察を加へておかう。

次に掲ぐる表の示す通り、正常の狀態の下に於いては、一國民經濟から他の國民經濟への商品移動は、之に對立する爲替の移動を伴つてゐる。（玆では逆爲替による國際貿易の決濟といふが如き點を考慮外に置く）。而して貿易決濟のための爲替（外國通貨）の賣買は通例爲替銀行を通じて行はれ、更に爲替銀行は相互の間に於ける爲替取引を通じて之を出來る丈決濟するのである。

爲替清算協定の中、支拂協定、殊に獨英協定を模型とする新形式の下に於いては、商品移動と爲替移動とは、第一表の示す正常狀態の場合と大同小異である。たゞ支拂協定の下に於いては、輸出と輸入とが豫定された一定の割合を以て均衡を保たしめられる點に、根本的差異が存する丈けである。

ところが、本來の清算協定の下に於いては、事態は全く異るのである。即ち協定國間の貿易は、正常の場合のやうに、貿易當事者間に直接に爲替を授受して決濟しない。代金決濟の掌に當るものは、その爲めに特設された機關

であつて、多くの場合には中央銀行が其機關となるのであるが、又求償局(Compensation Office)と云ふが如き特設機關に依ることもある。之を些か具體的に述べると、協定國間に商品取引が行はれた場合、輸入者は自國の斯る特設機關例へば中央銀行に對し、一切の關係書類を添付して輸入債務の通告をする。中央銀行の認可があれば、輸入者は自國通貨を以て、その代金をば中央銀行に拂込む。中央銀行は此の拂込まれた金額をば、相手國中央銀行のために開設した特別勘定に保管するのであるが、輸入國中央銀行は輸入代金の拂込を受けると、直ちにその旨を輸出國中央銀行に通知する。輸出國中央銀行は輸出者に對し同樣の通知を發し、相手國中央銀行の爲に保管する特別勘定から、自國貨幣を以て輸出者に代金を支拂ふのである。即ち協定國間の貿易は、爲替銀行を通じて行はれる貿易當事者間の直接決濟の代りに、輸出者も輸入者も自國中央銀行との間に、輸出代金の受取及び輸入代金の支拂を行ひ、兩國中央銀行相互間にその旨の通知がなされるだけである。國民經濟上から觀ると、正常の場合に於ける國際收支は主として爲替銀行を通じて決濟される譯であるが、その役割が、爲替清算制度に於いては中央銀行に獨占集中されるのである。而して爲替清算制度の下に於いても、貿易は協定兩國の何れか一方の貨幣又は第三國の貨幣を以て取引されるのであるから、取引過程中少くとも一度は自國貨幣と外國貨幣との換算が必要となる。殊に取引は、協定國の中、爲替管理の行はれぬ且つ貨幣價値の安定した經濟有力國の貨幣を以て行はれることが多いのであるが、輸入者はその輸入代金をば自國中央銀行に拂込むに當り、自國貨幣を以てするのを原則とするのであるから、協定國の一方の貨幣を相手國貨幣に換算する割合を豫め協定する必要がある。この換算率に關し、各國協定の選擇

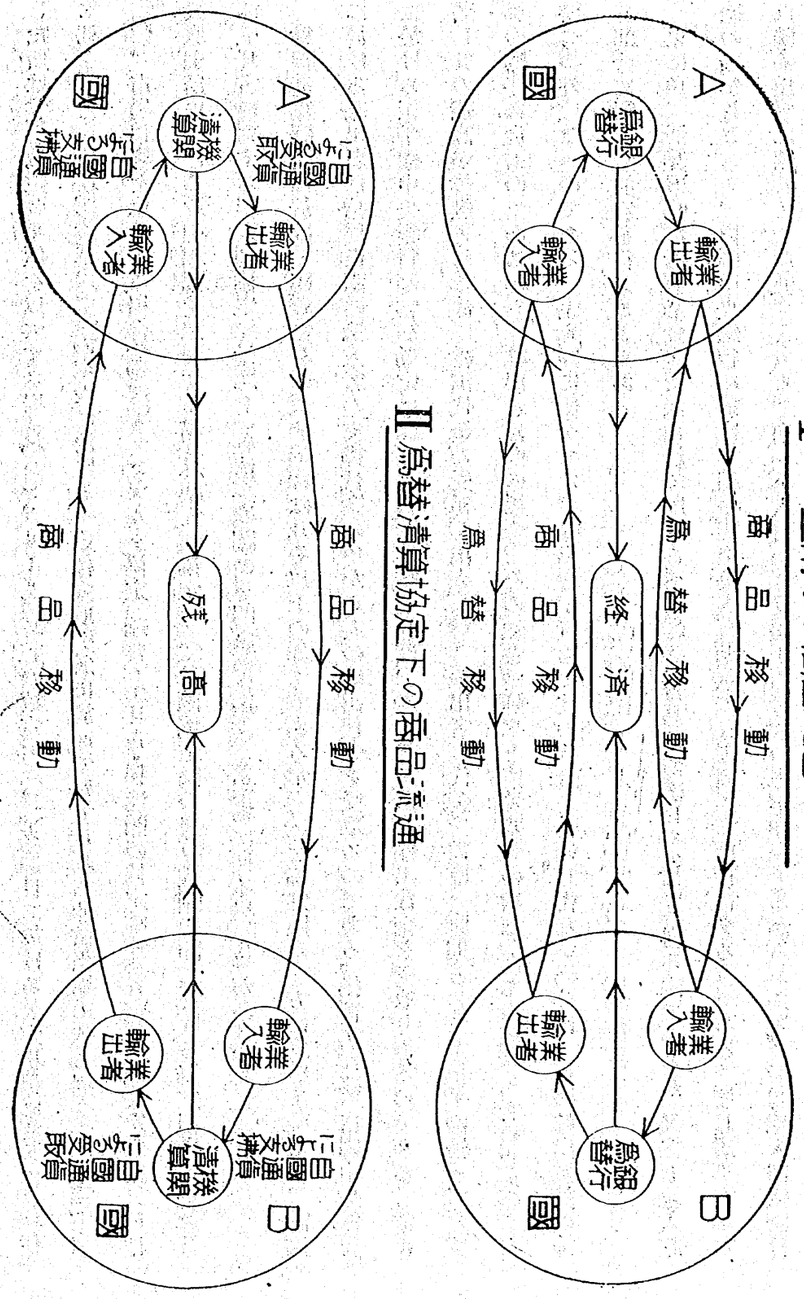

獨逸を中心とせる爲替清算協定

した所は、(一)法定金平價を以てする場合(ハンガリー・白耳義の協定)、(二)支拂日に於ける公定相場に據る場合(伊太利・ルーマニア協定等)、(三)協定國に於ける一定株式取引所に於いて建てられる仲値相場に依る場合(佛獨協定)、(四)、市場相場を以てする場合(獨逸)・デンマルク協定、瑞典・土耳古・獨逸間の協定等)(五)一定の安定通貨又は株式取引所に於ける取引相場を以てする場合(墺太利協定)、(六)兩協定國の清算機關の間に於ける協定相場(獨逸及び土耳古に對する伊太利協定)或は(七)各清算機關の專門家の決定する相場に據る場合等がある。

爲替清算制度に於ける國際貿易の決濟過程は凡そ以上の如くであるが、之を協定國の一方に就いて觀るに、該國に於ける輸出者は結局自國の輸入者の支拂代金の中から其の輸出代金を受取るのである。換言すれば、自國中央銀行に於ける相手國中央銀行の特別勘定に殘高がありさへすれば、その殘高から輸出代金を受取り得るのである。故に若し其の殘高が皆無となれば、輸出代金の受領が出來ない。輸出者の代金受領は、原則として、相手國輸入者の支拂の順序に從ふのであるから、輸出者は此の場合、その順番の到來と清算基金の增加(即ち自國輸入者の支拂)とを待つの外はないのである。尤も國に依つては、輸出者が直ちに其の代金を受領し得ない場合に、その輸出金額の或る部分に對して前貸を行ふこともある。

兎に角、清算機關に清算基金が留保されて居りさへすれば、貿易は繼續して行はれ得る譯であるが、又之を輸入超過の國からみると、自國中央銀行に於ける相手國中央銀行勘定には殘高が常に存在する譯である。蓋し清算機關が自國輸出者に對して拂ひ渡すよりも、自國輸入者から受領する金額の方が超過するからである。斯る輸入超過國は通例債權國の地位に在るのであるが、右の如くして生ずる餘剩は、その一部分をば本位劣弱國のために自由處分を許すと同時に、又その殘額をば、自國の舊投資或は凍結した商品債權の回收に充當することが多い。即ち之によつて、相手國の何人も利得しないけれども、又何人も損失を蒙むる者がないのである。

更に、清算勘定殘高の決濟技術については幾多の場合があるが、之を大別すると、一勘定制(Einkontensystem)と二勘定制(Zweikontensystem)とになる。

一勘定制に於いては、兩協約國の清算機關がそれぞれ一個宛の勘定を設ける場合であつて、その時の情勢に應じて孰れか一方の勘定に殘高が存することになる。この場合は、既に前に說明したところである。併し二勘定制の場合でも、債務者が送狀に從つて、外國通貨で自國清算機關の有する殘高から必要額を買入れることを、規定することもある。これは外貨の換算をば、協定國の兩者に於いて二重に行ふことから生ずる爲替危險を避けようとしてゐるのである。是れに反して一勘定制は、清算當事者の一方に勘定の特設される場合である。例へば、特別勘定が外國に設置されてゐるとすると、獨逸の債務者は、その支拂の實行のためには、當該外國清算機關に在る獨逸清算機關の殘高から、外國通貨を以て債務額だけ買取らなければならぬのである。けれども斯る場合は寧ろ異例に屬するもので、通例獨逸の輸入業者は、外國の取引當事者のために、ライヒスマルクで獨逸清算機關に拂込むのである。

孰れにしても、經濟的見地からすれば、一勘定制と二勘定制との間には本質的相違は存在しないのであつて、たゞ一勘定制に在つては、相異る通貨を以て保有される二個の勘定を相殺する必要がなく、從つて清算相場を決定する

困難の存在しない點に於いて、長所を有するのである。而して一九三五年に於いては、二勘定制は漸次後退しつゝあると言はれたが、併し一九三六年の各國本位の動搖以來、再び二勘定制が前面に現はれつゝあるのである。

四　獨逸爲替清算協定の發展段階

一

獨逸が爲替清算協定を採用するに至つた過程をみると、二つの場合が考へられる。一方は獨逸が積極的立場に立つた場合であり、地方は逆に獨逸が消極的立場に置かれた場合である。先づ最初は前者であるが、獨逸の清算制度採用は、ヨーロッパの爲替管理諸國をば特殊の支拂機構を通じて獨逸と有機的關係に立たしめ、以て獨逸輸出貿易から生ずる債權をば外國の爲替管理から保護しようと努めたことに由來したものである。かくして最初の協定が、ヨーロッパ東部及び東南部諸國との間に締結されたのであるが、此等諸國に於いては、トランスファーすべき債務の巨額なると、その主要生産物の價格の暴落とによつて、その爲替狀態は益々惡化し、獨逸の輸出に對する支拂も愈々遲延するのみならず、不可能にさへ陷りつゝあつたのである。その上、獨逸は此等諸國に對して、爲替管理のために封鎖された舊商品債權をも有してゐたのである。

是れに反して、その他の場合に於いては、獨逸はその爲替政策の見地から言つて、極力清算制度の適用を回避して來たのであるが、遂ひに一九三三年のトランスファー・モラトリアムの宣言以外、之を轉換せざるを得ぬことゝなつた。獨逸の取得する外國爲替を以てしては、すべての債權國に對する支拂を實行するには最早足らぬことゝなつたので、獨逸をして、すべての債權國をば平等に取扱ふといふ舊來の原則を維持せしめようとすれば、たゞ一般的モラトリアムあるのみといふ狀態に陷つた。そこで先づ瑞西、續いて佛蘭西及び和蘭は、獨逸に對してモラトリアムを拒否し、互惠的取引への轉換を要求した。而して一方的にでも强制的清算を實行せんとする氣勢を示した。蓋し此等の諸國は獨逸から輸入超過の關係に在り、而もその入超額を以てしても對獨債權の回收をなし得ると確信したからである。即ち清算の原則は、結局投資政策の見地から國際貿易に採り入れられたのであつて、後に起つた英吉利の場合とても、この例に洩れるものでなかつた。

かくして、獨逸は多數の清算協定を締結するに至つたが、その際ヨーロッパ大陸諸國は、清算取引をば出來る丈完全且つ精確に造り上げようとした。蓋しその方が、彼等の債權をばよりよく認識させ、從つてその回收を容易ならしめ得ると考へたからである。ところが英吉利の場合には、それよりも遙かに自由な形式の調整方法が案出された。それ故に既に一九三四年に、本來の清算協定と支拂協定との二類型が成立したのである。

二

今獨逸に於ける清算協定の發展を辿ると、次の如き七個の段階が認められる。（註一）

第一、外國に凍結した獨逸の對外債權の解放。

第二、獨逸の爲替割當に對する外國の壓迫、獨逸の輸出及び輸出超過の確保。舊來の輸出入關係を保持せんとする所謂瑞典條項（"Schwedenklausel"）を基礎とする、爲替割當以外の支拂の爲の特別勘定の設置。この考へは、最初

瑞典との清算協定に採り入れらる。

第三、非協定國產出の商品をば、協定國のそれ以上に輸入せんとする獨逸輸入業者の努力。和蘭條項（"Holland-klausel"）即ち、協定國の國產品のみ、協定以上に獨逸に輸入し得るといふ條項の採用。

第四、獨逸のモラトリアムの宣言以後、商品出超殘高による對外利子トランスファーの保證。

第五、各國の特別勘定に巨額のマルク殘高累積せる結果、協定國に於ける獨逸商品引受により、右の殘高を一定最高限度に限定せんとする獨逸の努力。

第六、新計畫（"Neuer Plan"）即ち、外國が買入れようとする丈、獨逸も商品を輸入するといふ考へに從つて、清算協定を改訂せんとする傾向。

第七、清算協定を支拂協定に變更せんとする傾向。

（註一）Kurt Schneider, a. a. O., S. 7-8.

五　獨逸清算協定の形式と內容

獨逸は現在三十五の爲替清算協定を締結して居り、その貿易の約八〇パーセントはこの制度の下に行はれてゐる勘定である。而してその中清算協定に屬するものは、和蘭、伊太利、瑞西、スカンヂナヴィア諸國、チェッコスロヴァキア、西班牙、葡萄牙、ポーランド、ラトヴィア、リスアニア、エストニア、墺太利、匈牙利、ルーマニア、ギリシャ、ブルガリア、ユーゴースラヴィア、土耳古、ヨーロッパ外ではイラン、アルヂェンチン、チリ、コロムビアの二十五カ國である。支拂協定は、英吉利、白耳義、愛蘭、日本、滿洲國、カナダ、シリア、南阿、佛蘭西、ニュウ・ヂーランドの十ケ國である。

以上の如く、現在の處主要な型式は依然清算協定で、即ち、獨逸輸入業者はその債務をば、伯林に保有される協定國の勘定の中に、外國輸出業者のためにライヒスマルクで拂込むのである。同樣に協定國側では、當該中央銀行に保有される獨逸清算金庫の特別勘定に、獨逸輸出業者のために當該國通貨で拂込まれる。この種の清算協定はアルヂェンチン、チリ、コロムビア等中南米諸國と結ばれてゐるが、此等の協定はその實行のために當該國中央銀行の外に幾多の民間銀行をも含んでゐる。

是れに反して、支拂協定に在つては、兩國政府の協定に基き、專ら外國中央銀行のみが伯林清算金庫に勘定を有してゐる。この勘定に對して獨逸輸入業者はライヒスマルクで支拂を行ふのであるが、逆に外國に於ける獨逸商品輸入業者は、その輸入代金支拂のために、自國中央銀行に於いて、右の勘定宛の小切手その他の支拂差圖證を買入れるのである。この種の協定は、白耳義、カナダ、英吉利、佛蘭西、シリアと締結されてゐる。

すべて以上の如き協定に於いては、獨逸は相手國が獨逸商品の輸入によつて支拂ふ以上に、當該國から購入するを許さぬといふ、新計畫の觀念が共通して根本となつてゐる。此等の協定は原則として、輸入國の法律に依り國產品と認められ得る生產物の取引のみに適用されることになつてゐる。獨逸の法律に從ふと、協定國に於いて生產され、若しくは當諸國に於いて經濟的に且つその性質を全く變ずるが如き最後の加工の加へられた商品たるを要する

ことになつてゐる。多くの場合には、商品取引に附帶する費用の外に、特許權料その他同樣の支拂は、清算方法を以て支拂ふことを許されてゐる。是れに反して通過貿易は、原則として除外されてゐる。

利子及び爲替差損の後拂は、若干の協定に規定されてゐる丈である。殊に後者の問題は、一九三六年の各國本位の動搖により、重大な意義を有するに至つてゐる。若干國との協定に於いては、債務者が自國通貨で拂込をなした時に責務を免れ、爲替危險は債權者の負擔となることが明約されてゐる。併し斯くの如き協約がなく、後拂の義務ある場合でも、斯る支拂が行はれるかどうかは、清算當局の意見に懸つてゐるのである。斯く爲替保證の缺けてゐることは、その協定に於いて支拂の實行が長引けば長引くほど、益々重大となるのである。大多數の協定に於いては、支佛の實行が債務者に免責的效果を與へるかどうかに觸れてゐないか、若しくは支拂が斯る免責の效果のないことを明規してゐるか（伊太利の場合）、孰れかである。債權者と債務者との間の關係が私法的性質のものであるといふ點から出發すれば、免責規定の缺如は、結局それが私法の如何によつて決定されるといふ結論を、招來せざるを得ない。獨逸の法律によると、金錢債務は、債權者がその債權額に相當する金錢を受領した時にのみ、履行されたことになるが、諸國の法律はこの點に於いて一致して居らぬのであるから、爲替差損負擔者が何人であるかは議論の存するところである。

最後に猶ほ指摘を要することは、幾多の協定に於いては、常設の政府委員會が設置せられ、以て將來起ることあるべき困難を處置し、且つ相互の了解を以て滿足な解決を圖らんとしてゐることである。又多くの協定が、數週間又は數ケ月間の豫告を以て、解除し得ることも、特徴として擧げなければならぬところである。（註一）

（註一）Kurt Schneider, a. a. O., S. 9-11.

六　獨逸貿易と爲替清算協定

以上の如き爲替清算協定が、獨逸の貿易に如何なる影響を及ぼしたであらうか、といふことは吾々の最も注意を拂はねばならぬ點である。今茲に之を詳細に分析する遑を缺くが故に、最近に於ける獨逸輸出の推移を擧げて、之を概觀するに止めよう。（註一）

（註一）Die Wirtschaftskurve, Heft 1, 1938, S. 92 ff.

獨逸の輸出貿易額（單位百萬マルク）

	輸出總額	支拂協定を有する六ケ國	清算協定を有する廿六ケ國	對清算協定國內譯 債權國	スカンヂナヴィア・バルチック諸國	東南部農業國	中南米諸國	アメリカ	ソヴェート
一九三二年	五、七三九	九一四	三、二九二	一、五二八	五七〇	二三〇	二三八	二八一	六二六
一九三四年	四、一六七	七八八	二、五七三	一、〇五九	四八七	二三二	二六六	一五八	六三
一九三六年	四、七六八	七九七	二、八〇八	八七七	六〇六	四五五	五一二	一七二	一二六
一九三六年—九月	三、四五九	五七一	二、〇五一	六五八	四二七	三二七	三六三	一二七	八八
一九三七年—九月	四、二八一	六九三	二、五〇九	七五一	五五八	四五九	四五九	一五一	一〇二

同上指數										
一九三二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一九三四年	七三	八六	七八	六九	八五	九七	一一三	五六	一〇	
一九三六年	八三	八七	八五	五七	一〇六	一九八	二一五	六一	二〇	
一九三七年	一〇三	一〇六	一〇四	六五	一三八	二七八	二七二	七三	二三	

右表の示す處によれば、支拂協定の下に於ける輸出が、總輸出額及び清算協定國への輸出よりも、若干好績成である。尤も支拂協定國十ケ國の中英、白、愛、日、カナダ、南阿の六ケ國だけが計算されてゐるのであつて、ニュウ・ヂーランドと佛蘭西に對する協定はまだ日が淺いし、その他の國に對するものは比較の數字が得られない。佛蘭西は一九三七年の夏に清算協定から支拂協定に移つた許りである。

併し右表では、清算協定の下に於ける輸出が、案外良成績を殘してゐることは、注目さるべきである。けれども、これは猶ほ内譯について觀なければならぬのであつて、先づ大陸債權國への輸出をみると、それは激減してゐる。唯最近幾分よくなつてゐるのは、世界的に景氣の上昇したのと、獨逸が清算取引に出來るだけ融通性を與へようと力めてゐることゝの爲である。それにも拘はらず、清算協定が此等の場合に大打擊を與へてゐることは明かで、その原因としては、債權國が獨逸の輸出超過を出來るだけ嚴重に債權回收に利用せんとしてゐること、又債權國は爲替自由國であるから、自由に獨逸以外の世界市場から輸入出來ることが、指摘せられる。この點に於いて、和蘭や瑞西が未だ支拂協定に進まないことが、獨逸側から遺憾とされてゐる。

スカンディナヴィア及びバルチック諸國との清算協定は、融通性あるやうに改訂されてゐるが、此等諸國に對しては輸出が可なり增大してゐる。それは、此等諸國が大體獨逸と同樣に爲替困窮國で、求償取引の增大に關心をもつてゐるし、又從つて民間業者がかゝる取引をそれ程嫌忌してゐないからである。

ヨーロッパ東南部（墺とチェッコを除く）に對する輸出は最も增大してゐる。同樣のことが中南米諸國にも妥當する。前者の諸國はすべて清算協定で多かれ尠かれ爲替困窮に陷つてゐる。南米諸國は獨逸と清算又は類似の協定を結んでゐる。それ故に斯る求償取引が獨逸にとつて必ずしも不利とは言へないわけであるが、此等の場合がすべて債務國であることは注意を要する。而して債權國の保護主義により、すべての債務國の輸出は萎縮を蒙つて居るが、而も勞働調達策の爲にその輸入需要は決して減つて居らぬのである。だからその結果爲替及び貿易を管理するか、政治的犧牲を拂つて外資を借入れるか孰れかを出でないのである。

獨逸の輸出を數量の上からみれば、勿論その大部分は、西部ヨーロッパの近隣諸國に對する著しい輸出增加も、他の部面に於ける減退を補充する程度に過ぎないのである。而して求償原則によつて獨逸輸出入の相手國の上に起つた變化は、最惠國約款や多角貿易を最善のものと認める場合に於いてすらも、直ちに閑却し去り得ない結果を殘してゐる。而して支拂協定の場合でも自由爲替は全く得られないか、又は得られても極く少額に過ぎないにも拘はらず、獨逸が清算協定をば支拂協定によつて漸次補足しようと努力してゐることは、注目されて然るべきであらう。

（附記）本問題に關する參考資料の若干を摘記して置く

Werner A. Fischer, Devisenclearing. Die Entwicklung der Zahlungs-und Verrechnungsabkommen in Deutschland

Kurt Schneider, Der Welthandel im Clearingverkehr.

League of Nations, Clearing Agreements, 1935.

"Die Rolle der Clearing-Verträge," Währung und Wirtschaft, Juli 1935.

Kurt Kroymann, Clearing und Kompensation im Aussenhandel, 1935.

Walter Greiff, Die neuen Methoden der Handelspolitik, 1934.

Wilhelm Bartels, Neber Form, Wirkungen und Möglichkeiten der Devisenzwangswirtschaft, 1934.

Winthrop W. Case, "On the World Economic Front: Clearing Agreements Increasingly Ineffective," The Annalist, June 21, 1935.

Otmar Emminger, "Entwicklungslinien der Devisenzwangswirtschaft," Währung und Wirtschaft, April 1935.

Edgard Milhaud, A Gold Truce, 1933.

ditto, Organised Compensatory Trading, 1937.

Paul Einzig, Exchange Control, 1934.

ditto, Exchange Clearing System, 1935.

Piere M. Tomitch, Contingentment et Commerce, International.

League of Nations, World Economic Survey, every year.

Richard Reisch, "Devisenbewirtschftung und Zwischenstaatliche Clearingverträge," Der Internationale Kapitalismus uud die Krise, 1932.

Frankfurter Zeitung, Die Wirtschaftskurne, Heft I,1938

Fritz Huhle, "Das Kompensationsgeschäft im Rahmen der deutschen Handelspolitik," Jahrbücher für Nationalökonomic und Statistik, Feb., 1937.

大藏省外國爲替管理部——爲替清算制度に關する調査・第四號・第九號

名和統一——國際金融恐慌と爲替清算協定・自由通商・昭和九年六月號

小泉晋一——爲替清算協定概論・昭和十三年三月

爲替清算に關する若干の考察・金融研究會金融資料第四號

横濱正金銀行——各國求償貿易概要調査資料第六號

同　　上——各國爲替管理及び貿易制限・調査報告第百五號

金原賢之助——〃ロオの國際清算制度論・エコノミスト・昭和十年九月十一日號

同　　上——爲替清算制度に關する若干の問題・銀行研究・昭和十年十月號等